

ふれあい・いきいきサロン

活動費助成金の交付について

社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

ふれあい・いきいきサロン活動費助成制度について

この助成制度は、地域住民が主体となって、高齢者、障がい者及び子育て家庭等がともに気軽に集える「ふれあい・いきいきサロン」を開設し、ふれあいを通して仲間づくりの輪を広げ、社会的孤立感の解消及び健康増進を図るとともに、「介護予防運動」を推進するための制度であって、これによって高齢者等が住み慣れた地域の中でいきいきと安心して楽しく暮らせる地域福祉の増進に資することを目的とするものです。

「ふれあい・いきいきサロン」とは、

→小地域を拠点に、高齢者、障がい者及び子育て家庭等とボランティア等が協働で企画し、内容を決め共に運営し、出入り自由の楽しい仲間づくりの場です。

「介護予防運動」とは、

→高齢化に伴う症状の予防を行うために実施する運動（体操・ゲーム・レクリエーション等を含む）で、専門的指導者を必要としない、地域住民のみで継続して行うことができる運動です。

「サロンの要件」と「助成金交付の要件」について

「サロンの要件」①

地域住民によって自主的に運営されるとともに、次に掲げる要件を備え、参加者が相互に交流を図りながら、参加者の孤立感解消や生きがいづくりなどにつながる活動とします。

- 1) 参加者を限定せず、地域住民であれば誰でも参加可能なものであること。
- 2) 実施場所は、地域の実情に応じて参加者の集まりやすい場所を利用すること。
- 3) 活動内容は、基本的には自由な活動とし、誰もが参加できるものであること。
- 4) サロン活動に伴う必要経費は、原則として参加者負担とすること。



「助成金交付の要件」②

- 1) 介護予防運動の参加者が5名以上であること。
- 2) サロンを、月2回以上開催すること。
- 3) 2) のうち、月1回以上は介護予防運動を継続して実地すること。

①と②の要件を満たす団体は、サロン登録申請後、審査の結果認められた場合、請求書および参加者名簿の提出で助成金の交付を受けることができます。

「サロン団体の登録」および「助成金交付」の流れ

